

田原市地域乗合タクシー八王子線運行支援事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉校区コミュニティ協議会（以下「コミュニティ協議会」という。）、豊鉄タクシー株式会社（以下「運行事業者」という。）及び田原市（以下「市」という。）が平成28年8月1日に締結した地域乗合タクシー八王子線の運行に関する協定書第6条の規定に基づき、地域主体の取組としての公共交通の確保に係る地域乗合タクシー八王子線（以下「八王子線」という。）の運行を支援するため、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この要綱の対象となる者は、コミュニティ協議会及び運行事業者とする。

第2章 財政的な支援

(八王子線維持活性化活動支援補助金)

第3条 市長は、コミュニティ協議会が行う八王子線の利用促進等に係る取組を支援するため、八王子線維持活性化活動支援補助金（以下「活動支援補助金」という。）を交付するものとする。

2 活動支援補助金の補助対象経費は、別表第1に掲げるものとする。

3 活動支援補助金の額は、別表第1に掲げる金額（千円未満切捨て）を上限とし、田原市一般会計予算の範囲内において交付するものとする。

(八王子線運行支援補助金)

第4条 市長は、運行事業者が行う八王子線の運行を支援するため、八王子線運行支援補助金（以下「運行支援補助金」という。）を交付するものとする。

2 運行支援補助金の補助対象経費は、別表第2に掲げるものとする。

3 運行支援補助金の額は、運行事業者が補助金を受けようとする年度において、市長が別に定める運行経費基準額から運賃収入、年間パス収入、国庫補助金その他の収入額を控除して得た額（千円未満切捨て）とし、田原市一般会計予算の範囲内において交付するものとする。ただし、当該補助金の補助率は、別表第2に掲げるものを上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 コミュニティ協議会又は運行事業者（以下「コミュニティ協議会等」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、各年度の事業の開始前までに、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）によりコミュニティ協議会等に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたコミュニティ協議会等は、補助金の交付決定を受けた事業を変更しようとするときは、速やかに補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により、コミュニティ協議会等に通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の変更の交付を決定する場合について準用する。

（補助金の概算払）

- 第8条 市長は、第6条及び第7条に規定する交付決定した補助金のうち、活動支援補助金は補助金の交付目的の円滑な達成を図るため、交付決定額の全部を概算払することができる。
- 2 概算払は、コミュニティ協議会からの補助金概算払請求書（様式第5号）の提出により支払うものとする。

（実績報告書の提出）

- 第9条 コミュニティ協議会等は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び精算）

- 第10条 市長は、補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）によりコミュニティ協議会等に通知するものとする。
 - 3 市長は、交付すべき補助金の額が確定した後、補助金請求書（様式第8号）により概算払済額との精算を行うものとする。
 - 4 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 5 コミュニティ協議会等は、補助金確定のために市が行う現地調査に協力しなければならない。

（交付団体の責務）

- 第11条 補助金の交付を受けたコミュニティ協議会等は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、次のとおり保存しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- (1) 補助事業完了の翌年度から5年間
 - (2) 補助事業により整備した財産（以下「補助財産」という。）は耐用期間（減価償却資産の耐用年等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）
- 2 補助金の交付を受けるときは、それらに係る収入及び支出をすべてコミュニティ協議会等の予算及び決算に計上し、経理の明確化及び適正な管理に努めなければならない。
 - 3 コミュニティ協議会が整備した補助財産は、耐用期間中において、コミュニティ協議会が善良な管理者の注意をもって管理し、補助の目的に反して譲渡し、貸付し、又は処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。
 - 4 やむを得ない事情により、前項の規定に反して処分等を行うときは、事前に補助財産処分等許可申請書（様式第9号）により市長の許可を得なければならない。
 - 5 市長は、前項に規定する申請書を受理し、内容を審査し、やむを得ない事情を認めるときは、補助財産処分等許可書（様式第10号）を交付するものとする。

（取消し及び返還等）

- 第12条 市長は、補助金の交付を受けたコミュニティ協議会等の活動が次の各号に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 本要綱の定め及び交付決定に付した条件に違反したとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 市長の承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
 - (4) 前条第4項に規定する市長の許可を得ず、又は許可が得られない補助財産の処分等を行ったとき。
- 2 コミュニティ協議会等は、前項に規定する返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額について年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。
 - 3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

第3章 人的支援等

(情報提供)

第13条 市長は、コミュニティ協議会に対して公共交通に関する情報提供等を行い、コミュニティ協議会が取り組む八王子線の利用促進を支援するものとする。

(連携会議)

第14条 市長は、コミュニティ協議会と運行事業者との公共交通、八王子線に関する情報交換等の会議の場に職員を派遣し、コミュニティ協議会が取り組む八王子線の利用促進を支援するものとする。

(車両等の無償貸与)

第15条 市長は、運行事業者に対して八王子線運行車両「いずみ号」及び市が設置したバス停を無償貸与し、八王子線の利用促進を支援するものとする。なお、運行事業者は、運行するにあたり任意保険に必ず加入するものとする。

(情報発信)

第16条 市長は、市ホームページ等により八王子線の情報発信を行い、コミュニティ協議会が取り組む八王子線の利用促進を支援するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（八王子線維持活性化活動支援補助金）

区分		補助金額／年
利用促進策の実施	八王子線の周知チラシ・年間パス・回数券等の印刷、利用促進イベントの開催等に要する経費 （消耗品費、印刷製本費、記念品代 等）	20万円以内 （実支出額）
調査研究・改善策の立案	地域の生活交通ニーズの把握及び地域特性に応じた公共交通の改善策等の立案に要する経費 （図書購入費、旅費、講師謝礼金 等）	
利用環境の改善	八王子線バス停の新規整備・修繕に要する経費 （製作費、材料費、消耗品費、修繕料 等）	10万円以内 （実支出額）

次に掲げる経費は、活動支援補助金の対象外経費とする。

- （1）協議会の経常的な運営費及び事務管理費
- （2）飲食費及び交際費
- （3）経費の性質から補助対象外として市長が別に定める経費

別表第2（第4条関係）

（八王子線運行支援補助金）

区分		補助率／年
運行、車両及びバス停の管理 乗客調査・運行諸手続 予備車両の確保	八王子線の運行に要する経費 （人件費、燃料費、車両検査費、保険料、修繕料、諸雑費 等）	市が定めた運行経費 基準額の90%

様式第1号 (第5条関係)

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助金交付申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名 泉校区コミュニティ協議会

代表者氏名 会長 ㊟

平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称 八王子線維持活性化活動支援補助金

2 事業の内容

3 事業の期間 着手 (予定) 平成 年 月 日
完了 (予定) 平成 年 月 日

4 交付申請額

補助金交付申請額	円	上限20万円
	円	上限10万円
合計	円	

(添付書類)

補助金交付申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名

代表者氏名

印

平成 年度八王子線運行支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 事業の名称 八王子線運行支援補助金
- 事業の内容
- 事業の期間 着手（予定）平成 年 月 日
完了（予定）平成 年 月 日

4 交付申請額

補助金交付申請額	円	$A=B-(C+D)$
運行経費（見込み）	円	B
運賃収入（見込み）	円	C
運賃外収入（見込み）	円	D

（添付書類）

様式第2号（第6条関係）

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助金交付決定通知書

田 第 号
平成 年 月 日

泉校区コミュニティ協議会
会長 様

田原市長 印

平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 補助金の対象となる事業の名称、内容及び実施期間
平成 年 月 日付けによる申請書のとおり
- 補助事業に要する経費及び交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
交付決定額 金 円
- 補助金の交付条件

様式第2号（第6条関係）

八王子線運行支援補助金

補助金交付決定通知書

田 第 号
平成 年 月 日

様

田原市長

印

平成 年度八王子線運行支援補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 補助金の対象となる事業の名称、内容及び実施期間
平成 年 月 日付けによる申請書のとおり
- 補助事業に要する経費及び交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
交付決定額 金 円
- 補助金の交付条件

様式第3号 (第7条関係)

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助事業変更等申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名 泉校区コミュニティ協議会

代表者氏名 会長 印

平成 年 月 日付け 田 第 号により交付決定を受けた平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 補助金交付申請額 (変更後の総額)

補助金交付申請額	円	上限20万円
(変更後の総額)	円	上限10万円
合計	円	

(添付書類)

補助事業変更等申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名

代表者氏名 ⑩

平成 年 月 日付け 田 第 号により交付決定を受けた平成 年度八王子線
運行支援補助金について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 補助金交付申請額 (変更後の総額)

補助金交付申請額(変更後の総額)	円	$A=B-(C+D)$
運行経費	円	B
運賃収入	円	C
運賃外収入	円	D

(添付書類)

様式第4号（第7条関係）

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助事業変更等決定通知書

田 第 号
平成 年 月 日

泉校区コミュニティ協議会
会長 様

田原市長 ⑩

平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金について、下記のとおり変更等することに決定したので、通知します。

記

- 変更等の内容及び理由
平成 年 月 日付けによる変更等申請書のとおり
- 変更等後の補助事業に要する経費及び交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
交付決定額（変更後の金額） 金 円
- 補助金の交付条件の変更

様式第4号（第7条関係）

八王子線運行支援補助金

補助事業変更等決定通知書

田 第 号
平成 年 月 日

様

田原市長

印

平成 年度八王子線運行支援補助金について、下記のとおり変更等することに決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容及び理由

平成 年 月 日付けによる変更等申請書のとおり

2 変更等後の補助事業に要する経費及び交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

交付決定額（変更後の金額） 金 円

3 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第8条関係）

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助金概算払請求書

平成 年 月 日

田原市長 殿

団体名 泉校区コミュニティ協議会

代表者氏名 会長 ⑩

平成 年 月 日付け 田 第 号により交付決定を受けた平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 金 | 円 |

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助事業実績報告書

平成 年 月 日

田原市長 殿

団体名 泉校区コミュニティ協議会

代表者氏名 会長 印

平成 年 月 日付け 田 第 号により交付決定を受けた平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金の事業が完了したので、下記により報告します。

記

- 1 補助事業実施期間 着手 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日
- 2 補助金の交付決定額 (決定額) 金 円

3 事業実績及び経費

区分	補助額	活動内容	支出経費
利用促進策の実施 調査研究・改善策の立案	円		円
利用環境の改善	円		円
合計	円		円

(添付書類)

- 1 領収書 (写)
- 2 成果物、カラー写真
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第6号（第9条関係）

八王子線運行支援補助金

補助事業実績報告書

平成 年 月 日

田原市長 殿

団 体 名

代表者氏名 ⑩

平成 年 月 日付け 田 第 号により交付決定を受けた平成 年度八王子線運行支援補助金の事業が完了したので、下記により報告します。

記

- | | | | | | |
|-------------|-------|----|---|---|---|
| 1 補助事業実施期間 | 着手 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| | 完了 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 2 補助金の交付決定額 | (決定額) | 金 | | | 円 |

(添付書類)

- 1 八王子線運行損益明細表
- 2 乗客数実績表
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第7号（第10条関係）

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助金確定通知書

田 第 号
平成 年 月 日

泉校区コミュニティ協議会
会長 様

田原市長 ⑩

平成 年 月 日付け実績報告のあった平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金
については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

八王子線運行支援補助金

補助金確定通知書

田 第 号
平成 年 月 日

様

田原市長 ⑩

平成 年 月 日付け実績報告のあった平成 年度八王子線運行支援補助金については、
下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第10条関係）

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助金請求書

平成 年 月 日

田原市長 殿

団体名 泉校区コミュニティ協議会

代表者氏名 会長 印

平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引請求額 | 金 | 円 |

様式第8号（第10条関係）

八王子線運行支援補助金

補助金請求書

平成 年 月 日

田原市長 殿

団 体 名

代表者氏名 ⑩

平成 年度八王子線運行支援補助金を、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 概算受領済額 | 金 | 円 |
| 3 差引請求額 | 金 | 円 |

様式第9号（第11条関係）

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助財産処分等許可申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

団体名 泉校区コミュニティ協議会

代表者氏名 会長 ⑩

平成 年度八王子線維持活性化活動支援補助金により整備した財産について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由
- 4 その他

様式第10号(第11条関係)

八王子線維持活性化活動支援補助金

補助財産処分等許可書

田 第 号
平成 年 月 日

泉校区コミュニティ協議会
会長 様

田原市長 (印)

平成 年 月 日付け補助財産処分等許可申請のあった補助財産について、下記の条件により処分を許可する。

記

- 1 処分する財産
- 2 許可の理由
- 3 処分条件
- 4 補助金返還